

## 第1条(名称)

本クラブは、フィットネスクラブ パジャ(略称パジャ)と称します。

## 第2条(事務局)

本クラブの事務局は、米子市西福原2丁目1番10号米子しんまち天満屋内に置きます。

## 第3条(運営管理)

本クラブの施設は、(株)パジャ・スポーツ(以下会社と称します)が所有し、会社がその運営管理にあたります。

## 第4条(目的)

本クラブは、会社の指定する施設を利用し、会員の健康維持と増進を図るとともに、明朗で健全な社交の場とすることを目的とします。

## 第5条(会員)

本クラブの目的・趣旨に賛同される方で、次条に定める資格条件を満たす方を本クラブの会員とします。

尚、会員の種類及びその細目等は別表(会員募集要項)によります。

## 第6条(入会資格条件)

(1)本クラブの会員は原則として満16才以上の男女とします。

未成年者は、親権者の同意を得た上で申し込むことができます。この場合親権者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負っていただきます。

(2)下記の各号に該当する方はクラブに入会することはできません。

①暴力団の構成員又は、準構成員の方

②いれずみ・タトゥーのある方

③医師により運動を禁じられている方

④過去、第10条に定める除名処分を受けた方

⑤その他会社が別に定める会員の資格基準を満たさない方

(3)法人会員については、当該法人を会社が別に定める資格審査基準に従い、入会資格の有無を決定いたします。尚、法人会員の各ご利用者で前項各号に該当する方はパジャの諸施設を利用することはできません。

## 第7条(入会手続)

(1)本クラブに入会を希望する方は、前条に定める入会資格を有すると会社が決定した場合、会社の定める所定の申込手続を行い、期日迄に第8条に定める入会金及び第13条、第14条に定める会費及び利用料を支払っていただきます。

(2)前項の手続が完了した方には、会員証を交付いたします。

(3)会員の種類により有効期限のある会員についての更新は所定の手続をしていただきます。

## 第8条(入会金)

(1)会員は別に定める基準(料金表等)に従い、入会金(退会時まで有効)を会社に前納していただきます。

(2)納入した入会金は、いかなる理由があっても返還いたしません。

## 第9条(退会)

(1)会員は、所定の退会届を定められた期日までに提出し、会社が受理することにより退会できます。

(2)会員証は退会手続き時に回収し、以降利用期限まで仮カードでのご利用となります。

(3)会費、利用料等が未納の場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。

## 第10条(諸手続き)

(1)会員が入会手続き時に申請した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続をしなければなりません。

(2)会社より会員の住所あてに通知する場合は、会員からの届け出のあった最新の住所宛に行い、会社は通知の未達等以後の責を負いません。

## 第11条(除名)

会員並びに会員にかかわる施設利用者において、次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、会社は当該会員並びに会員にかかわる施設利用者を戒告し、又は一定期間会員の権利の行使停止、もしくは除名することができます。

①暴力団の構成員又は、準構成員になったとき

②いれずみ・タトゥーをしたとき

③本クラブの名譽を毀損し、又は秩序を乱したとき

④故意に会社の施設、設備等を破損したとき

⑤会費、利用料金、その他の諸支払を怠り、会社より督促を受けてもなお所定の期日までに支払いのないとき

⑥本規約、その他会社が別に定める諸規則に違反したとき

⑦通常の運営維持を脅かし、会社からの指示に従わないとき

⑧その他、処分を適当とする行為があり、会社の取締役決議会で決議したとき

## 第12条(会員資格の譲渡)

会員は、会員資格を他に譲渡、又は継承させることはできません。

## 第13条(会員資格の喪失)

会員は次の各項のいずれかに該当した時に会員資格を失います。

①退会届を会社が受理したとき

②会員権の有効期間が終了し、更新の手続きがないとき

③会員本人の死亡、又は、法人の解散

④会社が除名の決定をしたとき

## 第14条(会費)

(1)会員は別に定める基準(料金表等)に従い、会費を前納していただきます。

(2)会員が第12条に定める会員資格を喪失しても、会社は上記前納会費を会員に対して期限内といえども一切返還をいたしません。

## 第15条(施設利用の方法)

(1)会員はパジャの施設を利用される際は、所定の会員証を提示していただきます。

(2)会員の施設利用の方法については、会社の定める規則等の他、会社の指示に従って利用していただきます。

(3)施設利用料金の支払いについては、会社が別に定める方法により支払っていただきます。

(4)施設利用時間は、会社が別に定めている時間内とします。

## 第16条(ビジターの取扱い)

会員が同伴した会員以外のパジャ施設利用者(以下ビジターという)は、会員に準じて本規約の各条項の定めを準用します。ビジターを同伴した会員はビジターが本規約に基づいて責を負う時は連帯してその責任を負っていただきます。

## 第17条(会員証の紛失、毀損)

会員は会員証を紛失、毀損した場合は、会社へその旨を届け出て会社の指示に従わなければなりません。尚、再交付については実費分をいただきます。

## 第18条(会社の損害賠償責任免除)

会員においてパジャ諸施設の利用に際して生じた人的、物的事故については、会社は一切損害賠償の責を負いません。ビジター並びに体験・見学者についても同様といたします。但し、明らかに会社の責に基づく損害事故については会社が付保している保険の範囲内において、その責を負うものとなります。

## 第19条(会員の損害賠償責任)

会員はパジャ諸施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により会社又は第三者に損害を与えた場合は速やかにその賠償の責任を負っていただきます。

## 第20条(施設の閉鎖、利用制限)

(1)天災地変、法令の制定改正、行政指導、並びに社会情勢、経済状況の著しい変化、及び施設の改修又は補修の時、その他やむを得ない事由が発生した場合会社は施設の全部又はその一部の利用を制限し又は閉鎖することがあります。

(2)年末年始、盆、又は臨時で休館することがあります。

(3)施設の修繕・工事による休館、その他運営上必要な休館日があります。

## 第21条(入会金、会費、施設利用料等の変更)

会社は本規約に基づいて会員が負担すべき入会金、会費、施設利用料金、その他費用等については社会経済情勢の変動に応じて変更させていただく場合があります。

## 第22条(細則)

本規約に定めのない事項及び業務遂行上必要な事項は細則によるほか、必要に応じて会社が定めます。

## 第23条(改定)

この規約の改定、変更は会社の定めるところにより行い、その効力はすべての会員におよぶものとします。

## 第24条(発効)

この規約は平成28年4月1日より発効いたします。

※株式会社パジャスポーツの個人情報の取扱いに関する内容の全文は当社ホームページをご参照ください。 ホームページ <http://www.paja.co.jp>

## <問合せ先>

フィットネスクラブパジャ

鳥取県米子市西福原2-1-10

電話 0859-35-1500

FAX 0859-35-2100

E-mail [info@paja.co.jp](mailto:info@paja.co.jp)